

2025年3月24日

国土交通省  
不動産・建設経済局長 平田 研 殿

一般社団法人日本建設業連合会  
会 長 宮 本 洋 一

## 下請取引適正化に向けた 自主行動計画の改定にあたっての要望書（案）

平素より、当会の活動につき格別のご指導、ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。  
当会では、貴省の依頼を受け、3月24日、「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」を改定いたしました。

当会といたしましては、今後とも、同自主行動計画に基づき、下請取引適正化等に取り組んでまいります。資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せを防止するためには、まずは、サプライチェーンの出発点となる発注者に、適正な請負代金の設定と早期支払い並びに必要な価格転嫁に応じていただく必要があります。当会としても、昨年改正された建設業法を活用しながら発注者の理解を得るよう努めていますが、民間発注者を中心に現状は依然として厳しい状況にあります。貴省におかれましては、このような状況をご賢察のうえ、下記についてご対応いただけますようお願いいたします。

### 記

1. サプライチェーン全体での取引の適正化を図るためには、その出発点として発注者と元請企業との取引が適正に行われることが前提となることを踏まえ、特に民間工事の発注者に対して、適正な請負代金の設定と必要な価格転嫁を働きかけていただきたい。

また、近時、手形サイトが短縮化され、元請企業から下請企業への支払の規制が強化される一方、法律上の規制がない民間発注者から元請企業への支払については、竣工まで一切支払がないものなど極めて厳しい例が見られ、改善が強く望まれる状況にある。貴省におかれましては、下請企業ひいては技能労働者へのしわ寄せ防止を図るため、制度改正も含め民間発注者からできる限り早期の支払いが実現するように強く働きかけていただきたい。

2. 手形の利用廃止については、昨年要望においても、そもそも令和8年の約束手形の利用廃止という政府方針や代替手段としての電子記録債権という制度自体が中小企業等にはいまだよく知られていないという知名度の課題があることや、電子記録債権は支払側と相手先の利用する電子債権記録機関が異なる場合には利用できないという互換性の課題があることを問題提起させていただいたが、残念ながら状況の大きな改善は見られない。そのような中、現在、政府において、手形の利用廃止等を内容とする下請法の改正が検討されていると承知しているが、手形の利用廃止が、サプライチェーン全体に大きな混乱を生じないように、引き続き上記課題の解決に向けた積極的な対策の推進を関係省庁に働きかけていただきたい。

以上